

入札監理小委員会における審議結果報告 「環境省京都御苑の維持管理業務」

環境省京都御苑の維持管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

京都御苑の維持管理業務

- ①京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務
- ②苑内の維持管理として植生管理、清掃、巡視・利用指導、広報案内の各業務（以下「維持業務」という。）
- ③売店・飲食店、駐車場、運動施設等の運営を行う収益施設等管理運営業務（以下「収益業務」という。）。収益業務には、臨時の飲食・物販施設等の設置・管理運営等を行う事業（以下「自主事業」という。）を含む。

○事業期間

令和 8 年 4 月～令和 11 年 3 月末まで（3 年間）

○事業の目的

京都御苑は、京都御所等を取り巻く公家町跡が皇室苑地として整備されたことに始まり、各御門、閑院宮邸跡、拾翠亭（九條家茶室）等の貴重な歴史的遺産や、豊かな自然環境を提供している。本業務は、京都御苑について、国を代表する品格のある庭園として歴史的な資源・文化遺産を承継すること及び自然環境を適切に保全しながら、苑内利用者が安心して快適に利用できる環境を整備して、社会的価値・機能を保持しながら、国が管理する公園に相応しい、質の高い管理運営に資することを目的としている。

（2）選定の経緯

競争性に課題があったことから、平成 19 年～29 年まで公物分科会等のヒアリングにおいて、業務の対象範囲（収益業務を対象に入れるか）の検討及び市場化テストとして実施することの適否についても検討が重ねられ、公共サービス改革基本方針（平成 30 年 7 月 10 日閣議決定）において選定され、今期が市場化テスト 3 期目となる。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

○従来の実施状況の開示について

【論点】 収益業務において、どの程度収益の見込みがあるのかわかるように情報開示いただきたい。

【対応】・実施状況の開示「収益施設の収入・利用状況等」に収益業務にかかる維持管理費の内訳を開示した。

（【資料４－２】P235～236/256）

・実施状況の開示「収益施設の収入・利用状況等」に自主事業（臨時売店等）における実施状況、収入実績及び国有財産使用料の実績を開示した。（【資料４－２】P235～236/256）

○スケジュールについて

【論点】 入札不参加事業者へのヒアリングにおける「落札者決定から、業務開始までの期間があまりなく、必要な人員体制の確保等が困難と判断した」との意見について、具体的にどの程度期間が必要なのか、再度ヒアリングして対応できないか。

【対応】 ヒアリングした結果、「落札者の決定を11月頃までにしたい」、「業務の引継ぎ、体制の調整・平準化ができるまでに最低1年間は必要」との意見があったが、今期では対応が困難なため、より早い時期に多くの事業者には仕様書を見てもらうことができるよう、業界団体10者に対しパブリックコメントの広報を行った。

3. 競争性改善のための取組について

○仕様の明確化

- ・植生管理業務、清掃業務及び収益業務で行う清掃業務の仕様書に、作業内容と頻度がわかるよう周期表を追加した。（【資料４－２】P111～118、137、231/256）
- ・評価表加点項目の「各種団体との連携方法」について、具体的な連携先を企画書様式及び主な行催事等の一覧に追記した。（【資料４－２】P39、97～98/256）
- ・広報案内業務のうち「希少動物の情報整理」について、対象となる苑内の希少動物の参照先を追記した。（【資料４－２】P164/256）

○情報開示

- ・従来の実施状況の開示に維持業務にかかる委託費の内訳及び勤務体制の実績を追記した。（【資料４－２】P232、234/256）
- ・イベントについて、従来の実施内容がわかるよう案内チラシを添付、イベント講師については、謝金の実績と依頼した講師人数を追記した。（【資料４－２】P99、177～181、232/256）

○要件緩和

- ・各業務の実績要件について、従来は過去5年間から10年間の実績に緩和した。（【資料４－２】P14、232/256）

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点１】

業務の実績要件について、植生管理業務やマネジメント業務に大規模公園等での実績を求めるのはわかるが、それ以外の業務でも、公園に特化した実績が必要なのか。

【対応 1】

清掃、巡視・利用指導、広報案内及び収益業務の実績要件に、公共施設又は民間施設における実績を加えて要件を緩和した。また、大規模公園等の定義を「50ha 以上」として明確化した。（【資料 4－2】P13～14、232/256）
→平成 27 年度以降において、大規模公園等（50ha 以上）もしくは公共施設又は民間施設（一般公開している施設に限る）における清掃業務を実施した実績を 1 件以上有すること。

【論点 2】

企画書において各業務別に改善提案を求めることは、現状を把握していない新規事業者にとっては困難なのではないか。課題を追記した上で、民間事業者に提案を求めるよう、記載を工夫いただきたい。

【対応 2】

別添 3 の企画書様式に課題例を追記した。（【資料 4－2】P53～54/256）
→課題例：
・ 外来種防除や危険木対策など（植生管理）
・ 雑草やゴミ対策、清潔の維持など（清掃業務）
・ 安全対策や放置自転車対策、効果的な周知方法など（巡視・利用指導業務）
・ 利用者ニーズに合わせた情報発信、インバウンド対応など（広報案内業務）
・ 利用者ニーズに合わせた商品開発など（収益業務）

【論点 3】

別紙 4－1 主な行催事等に、行催事等の際に必要な各種団体等連携先を記載されているが、連携して何をするかについても追記いただきたい。

【対応 3】

連携先別に具体的な連携例を追記した。（【資料 4－2】P97～98/256）

【論点 4】

樹木一覧の中で特殊な管理をするものや、管理の手法が特殊なもの（御所透かし）など、注意が必要なものはリストに明記いただきたい。

【対応 4】

別紙 5－2 剪定周期表の樹種マツの備考欄に「御所透かし」を追記した。（【資料 4－2】P116～118/256）

【論点 5】

収益業務について、収入から維持管理費を差し引くと収支が年々増加しているように見える。誤解のないように開示いただきたい。

【対応 5】

情報開示に従来の実施方法を追記した。（【資料 4－2】P236/256）
→収益業務による収益は、京都御苑管理事務所と協議の上、維持管理業務に用いることを妨げない（P3～4（3）会計区分）としており、現状では、収益業務の収益の一部を維持業務（人件費など）の費用に充てている。

【論点 6】

情報開示における収益業務の維持管理費には「※人件費・修繕費を含まない」とあるが、修繕費とは建物の補修等なのか、または軽微な修繕なのか不明なため、明確にしていきたい。

【対応 6】

軽微な修繕であることを明記した。（【資料 4－2】 P 236/256）

【論点 7】

別紙 10－4 災害対応実績に令和 4 年度 1 件とあるが、対応の内容を追記
いただきたい。

【対応 7】

具体的な対応内容を注記した。（【資料 4－2】 P 238/256）

→※大雨対策として、間之町口に止水版を設置

5. パブリックコメントの対応について

令和 7 年 8 月 22 日～9 月 6 日までパブリックコメントを実施し、22 件の
意見が寄せられたが、実施要項案の修正に至る意見はなかった。